

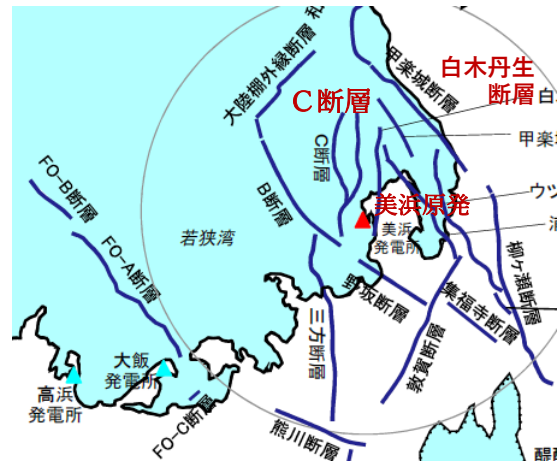
12・4判決を踏まえて 美浜3号の再稼働にストップを「ばらつき」を考慮すれば、現行993ガルが1,330ガルに跳ね上がる

12・4大阪地裁判決は、現行の審査で地震規模の「ばらつき」が考慮されていないことに過誤・欠落があると警告を発した。その警告はすべての原発や再処理施設などにも当てはまるが、とりわけ端的に問題になるのが、来年1月に再稼働しようとしている40年越えの老朽美浜3号である。大飯原発での「ばらつき」計算手法がそのまま当てはまり、以下で示すように、現行最大加速度993ガルが、標準偏差（ばらつき）を考慮しただけで1,330ガルに跳ね上がる。

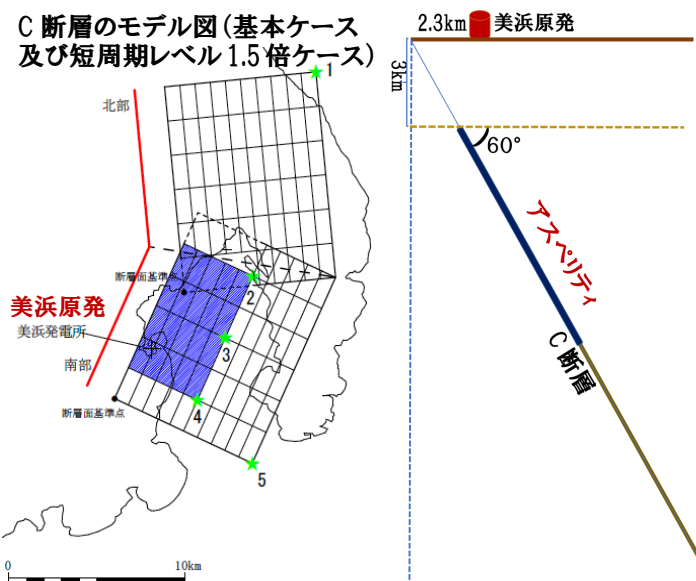
美浜3号機は右図が示すように断層の巣の中に鎮座している。現行で最大加速度993ガルをもたらすのは、すぐ左側にあるC断層である。この断層を大飯原発のFoA-FoB-熊川断層と比べてみると下表のようになる。断層面積が2.7分の1しかないのに、

	美浜 C	大飯 FoA-FoB-熊川
断層面積 km ²	356	951
地震規模 Nm	7.0×10^{18}	5.0×10^{19}
加速度 gal	993	856
標準偏差考慮 gal	1330	1150

加速度は逆に美浜3号が1.16倍大きい。



なぜそうなるかは、右図が示すC断層と美浜3号の位置関係を見れば明らかになる。C断層は地表面から東側（美浜原発寄り）に60度傾いている。断層面を伸ばした地表面の位置と美浜原発とはわずか約2.3kmしか離れていないので、美浜原発の真下に断層のアスペリティが位置している。大飯原発の場合は、断層が90度で真下に延びているため、このような位置関係にはない。この状況が、C断層は面積が小さいのに大きな加速度をもたらす要因である。



美浜原発にはさらに恐ろしい問題が潜んでいる。一般に、原発の直下に活断層があることは、重要施設の地盤にズレを引き起こすので禁じられている。その場合断層面を伸ばした地表位置で見えており、C断層では美浜原発から約2.3km程度離れているので問題視されていない。ところが『科学』2018年5月号の島崎氏論文では、「熊本地震では主断層帯から10kmの範囲まで、顕著な地表変状が広い範囲で出現した。このような状況は、原発の規制基準や審査ガイドの策定前には知られていなかった。新知見にもとづく議論を始めるべきではないだろうか」と提起されている。C断層が動くと美浜3号機の直下の地盤にズレが生じて配管が引きちぎられるような事象が生じかねない。老朽化の上にもこのような危険な断層のある美浜3号機は動かすべきではない。